

平成30年 第1回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年1月5日(金) 16時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	欠席	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	泉 俊也	3	下田 正典
4	木綱 誠樹	5	川崎 巖	6	土居 栄治
7	井上 憲次	8	竹本 政弘	9	欠席
10	楠本 安政	11	比企 義一	12	井上 幸理
13	河野 昭信	14	大和 千晶	15	欠席
16	大久保 則正	17	欠席		

○出席職員

事務局長 高島 浩
事務局次長 岡本 正洋
事務局 阿部 真士、井上 義雅

○欠席委員

農業委員 10番 松良 公人委員
推進委員 1番 岡本 浩孝委員
9番 袋瀬 司朗委員
15番 魚崎 清則委員
17番 二宮 敏行委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について（所有権移転） 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について（利用権貸借） 5件

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

第4 協議・連絡事項

- ・空き家に付属する農地の別段面積について
- ・新年会について
- ・平成30年第2回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成30年第1回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は19人中、18人で総会成立の定足数に達しております。本日の欠席委員は、「10番、松良 公人委員」1人でございます。

なお、推進委員の欠席は、「1番、岡本 浩孝委員」、「9番、袋瀬 司朗委員」、「15番、魚崎 清則委員」、「17番、二宮 敏行委員」以上の4人が欠席でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思いま
す。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「13 番、萩森 敏久委員」、「15 番、若松
勲委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程
致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 1 号、番号 1 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,951 m²」、3 条
有償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「耕作を続けることが困難なので、譲
渡したい」。譲受人は「現在耕作している農地の近くで便利の良い農
地なので、取得して経営の効率化を図りたい」であります。
譲受人の経営面積「51.5 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 1 を説明します。

〇〇〇〇さんは、今、〇〇〇〇として働いていますが、定年を前にして経営面積を広げたいという意思がありまして、経営状態としては〇〇〇〇でやっているんですけども、農作業が遅れるということはありませんので、申請地を取得しても大丈夫だと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、番号1について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「398 m²」、外1筆、計「791 m²」です。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。
なお、〇〇〇〇の経営面積は、「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の所有する農地「180 a」を耕作しているため、経営改善計画書の提出は求めています。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号1を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で耕作面積を減らしたいという意向がございます。
〇〇〇〇くん、〇〇〇〇仕事をしているのですが、ミカンが忙しい

時になって父親を手伝っております。それで、父親の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、旧知の仲でありまして、〇〇〇〇という値段で売買したいという話もできていますので、特に問題はないと思います。

ご審議、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号1から5まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、番号1から5まで一括して説明します。
番号1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,240 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「254.3 a」、期間「10年3カ月」。
番号2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「785 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「381 a」、期間「10年3カ月」。
番号3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,532 m²」、外1筆、計「3,252 m²」新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「315.7 a」、期間「10年3カ月」。
番号4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「342 m²」、

外1筆、計「509 m²」新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「349.2 a」、期間「10年3カ月」。

番号5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「253 m²」、外1筆、計「2,558 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「419.9 a」、期間「10年3カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 番号1を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳を超えてかなり体調も悪いということで今回番号1から4まで、全て任せたいということで上がってきました。

番号1、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇されていた方ですが、〇〇〇〇かなり頑張ってやって頂いております。

番号2、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇でもバリバリにやって頂いております。

番号3、〇〇〇〇くんは〇〇〇〇一生懸命やっております。

番号4、〇〇〇〇くん、〇〇〇〇十分にやっつけていけるんじゃないかと思えます。

番号5の〇〇〇〇さん、この方もかなり高齢になって、だいぶ耕作地を減らしております。

〇〇〇〇くん、〇〇〇〇がんばって耕作面積を増やしているところです。十分にやっつけて頂けるのではないかと考えています。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 4 号を説明します。

この指針につきましては、11月29日開催の農業委員会総会におきまして既に協議していただいたものと同様なものとなりますが、農地利用最適化推進委員が出席している本総会において提案し、審議していただくものであります。

議案第 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、八幡浜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり策定する。

それでは、別紙について説明します。6 ページをご覧ください。

農業委員会は、「農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっております。指針には、改正法に規定された農地利用の最適化の推進の柱となる「1. 遊休農地の発生防止・解消」、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化」、「3. 新規参入の促進」以上 3 点についての目標とその目標達成に向けた具体的な推進の方法を定めています。

まず、「遊休農地の発生防止・解消について」です。

平成 29 年 4 月現在、管内の遊休農地面積は 353 ヘクタールあります。遊休農地の面積を 1 年間で 3 ヘクタール、平成 35 年までに 18 ヘクタール解消することを目標としています。

次に、「担い手への農地利用集積・集約化について」です。

7 ページをご覧ください。平成 29 年 4 月現在、担い手へ利用集積されている農地の総面積は 1,056 ヘクタールあります。「目標及びその達成に向けた活動計画」での単年度目標である「50ha」を引き続き目標値として、平成 35 年まで継続することとしています。

次に、「新規参入者の促進について」です。

8 ページをご覧ください。平成 29 年 4 月現在、新規参入者は 9 経営体あります。過去 3 年間の実績より、1 年間の目標を 11 経営体とし、平成 35 年までに 75 経営体の新規参入を目標としています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

農業委員の方には、前回の説明にあったと思いますが、前々回の県の会議の方で出てきました。あいさつの中でも話ししましたように、農地利用の最適化の推進ということを大きな目標に掲げて、今までの農業委員会制度の中では、あっせん会議等々だけで終わるということではなくて、遊休農地を減らしていこうということが目標となっております。現状、それから3年後、平成35年ということで、あくまで目標ということで、県の方で一人一筆運動とか、いろいろと計画を立ててやっておられます。そういったこともまた県とのつながりで月末に会議がありますので、その時にまたいろいろと話を聞かせて頂いて皆さんに報告するという形になろうかと思えます。あくまでの八幡浜市農業委員会の指針ということで、これを目標としてやっていこうという形になろうかと思えます。

ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

3 番

6 ページの管内農地面積 3,358ha というのは遊休農地を含めた面積ですよね。7 ページの管内農地面積 3,080ha というのは、遊休農地を引いた面積であると私は考えるんですけども、数字が合わない気がするのですが、その説明をお願いします。

議 長

休憩します。

議 長

再開します。

議 長

今度 26 日に県の常設の審議委員会がありますので、私の方から県の事務局に数字に関しては特に確認してみます。

議 長

その他ないでしょうか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

数字については、再度確認することとして、内容についてはこの件に関して承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。
 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

 (協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 17時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年1月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 萩 森 敏 久

議事録署名人 若 松 勲